

長岡市長交際費の支出及び公表基準

(目的)

第1条 この基準は、長岡市長等が市を代表して、外部の個人又は団体と交際又は交渉するために要する経費（以下「市長交際費」という。）について、適正かつ公正な執行を図るとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、より開かれた市政運営を図るため、市長交際費の支出及び公表の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(支出先)

第2条 市長交際費の支出先となる個人及び団体は、次のとおりとする。

- (1) 市の事務事業と密接な関係にあるもの
- (2) 市政の発展に功績が認められるもの
- (3) 災害、事故等に遭ったもの
- (4) 市長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 市長交際費は、前条各号に掲げるものとの交際において、次の区分に基づき支出するものとする。
市長交際費の支出金額は、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出するものとする。

区 分	内 容
会 費	記念行事、祝賀会等のお祝い又は総会、懇談会等の参加に係る経費
見 舞	病気、災害、事故などへの見舞金
弔 慰	告別式や慰霊祭における香典、供花等に係る経費
贈 答	来客や訪問先等への土産、お礼等に係る経費
その他	上記のほか、市長が市政運営上、特に支出する必要があると認められるもの

(公表)

第4条 市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行う。ただし、相手方に特段の配慮が必要と認められる場合は、個人名を公表しないものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

(公表の時期及び方法)

第5条 前条の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。

2 市長交際費の公表の方法は、長岡市ホームページに掲載するとともに、庶務課情報公開コーナーにおいて閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。